

令和3年2月9日

特定非営利活動法人 札幌市福祉生活支援センター

市民への説明の要請について

説明の実施方法

- ・当法人事務所において、誰でも閲覧が出来るように書類を備えおく。



令和3年2月9日

特定非営利活動推進法第41条1項の規定に基づく報告徴収について(報告)

特定非営利活動法人 札幌市福祉生活支援センター

1. 報告を求める事項

(1) 法第21条等違反に係る以下の項目

- ア. ■■■■■氏の役員就任の経緯
- イ. ■■■■■氏自身の法第21条等違反に係る認識の有無及び事実と異なる就任承諾及び誓約書を提出したことに係る見解
- ウ. ■■■■■氏以外の役員及び社員の法第21条等違反に係る認識
- エ. 監事の法第18条等に係る職務の執行状況
- オ. 違反状態にある役員構成の是正に係る当該法人の見解

(2) さぼーとほっと基金助成事業に係る不適切な事務処理

- ア. 倉庫の所有者情報
- イ. 倉庫の賃貸借契約の貸主が変更している経緯
- ウ. 倉庫の賃貸借契約と同時期の別の賃貸借契約が存在する経緯
- エ. 「■■■■■」及び「■■■■■」の法人格の有無、事務所所在地及び代表者の情報
- オ. 倉庫の所有者と異なる貸主の賃貸借契約が存在する合理的理由

(3) 法令を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点

以下報告

(1) 法第21条等違反に係る以下の項目

ア. ■■■■■氏の役員就任の経緯

■■■■■は、事業運営上、大変な影響が出ると予測されたことから、平成23年6月に当法人の理事に就任した。事実、平成24年には制度変更による200万円の返還が求められた。その他、新規事業開設に伴う資金調達の問題もあったが、■■■■■は、こうした借金を当法人の他の役員に負わせることはできないとの思いがあり、また、不動産等の担保を持たない■■■■■が各種契約の連帯保証を担えないところから、当法人の運営責任を同氏が負うため理事就任を続行してきた。

イ. ■■■■■氏自身の法第21条等違反に係る認識の有無及び事実と異なる就任承諾及び誓約書を提出したことに係る見解

当法人が■■■■■から聴き取りをした内容

「法律上の『親族』の範囲について誤解をしていました。不明の至りであり、深く反省するところです。」

「『親族』の範囲自体について誤認があったことから、就任承諾書及び誓約書の提出についても該当者ではないとの認識でしたが、不適切でありました。」

ウ. ■■■■■氏以外の役員及び社員の法第21条等違反に係る認識

「親族」には、妹の配偶者や、配偶者の妹といった姻族は含まれないものと誤って理解していた。不見識であったと反省している。

エ. 監事の法第 18 条等に係る職務の執行状況

監事[]は、令和 2 年 2 月頃より所在不明となっているため、当時の職務の執行状況を確認することができない。結果的には、法第 18 条に規定されている監事の職務を適切に行っていなかったものとする。

オ. 違反状態にある役員構成の是正に係る当該法人の見解

[]の 3 親等姻族である[]と[]は、令和 3 年 1 月に辞任。

令和 3 年 1 月 29 日開催の社員総会で、千葉正威、森脇純江を理事に選出。2 月 1 日就任。

また、令和 2 年 4 月に、遠藤静夫が監事に就任。

本書面公示時点において、役員構成の違反状態は是正されている。

尚、当法人は、2 月 16 日に社員総会を開催し、当該違反に係った[]の処遇を審議する予定である。

(2) さぼーとほっと基金助成事業に係る不適切な事務処理

ア. 倉庫の所有者情報

所有者、[]氏、住所、[]

イ. 倉庫の賃貸借契約の貸主が変更している経緯

所有者と当法人との間で賃貸借契約 (H28.4.1) [資料 1] を締結。

その後、所有者が[]に建物の維持管理と使用とを委ねる旨、口頭で通知。

平成 30 年 6 月 25 日、[]と所有者との間で建物の維持管理と使用を[]に委ねる旨の書面が交わされる。(本物件の転貸をする権限や建物に起因する損害賠償債務の負担等、所有者と同一の権利義務を含めた使用貸借契約と思われる。)

同日、所有者と当法人の合意により H28 年 4 月 1 日付賃貸借契約を解除。

同日、[]が所有者に、[]を貸主、当法人を借主として賃貸借契約書を作成する旨通知し、所有者の承諾を得る。

新たに、[]所有の「[]」と当法人とで契約書 (H30 年 7 月 1 日) を取り交わす。

ウ. 倉庫の賃貸借契約と同時期の別の賃貸借契約が存在する経緯

「別の賃貸借契約①」倉庫、貸主変更を指す場合

所有者と当法人との間で賃貸借契約 (H28.4.1) [資料 1] を締結。

H30 年 7 月 1 日、上記 (2) イ記載の事情により、[]と当法人との間の賃貸借契約に変更。

尚、平成 31 年 4 月 24 日、令和元年 5 月 1 日付書面で、市民活動促進課松浦様宛に、上記二本の契約書が存在していることを通知、了解を得ている。

「別の賃貸借契約②」就労継続支援 B 型花まる館を指す場合

H30 年 6 月 13 日、貸主・[]、借主・当法人の間で、仮の賃貸借契約書を交わし、これを所轄庁に提出。

なお、H30 年 6 月 25 日、[]が所有者に、[]を貸主、当法人を借主として、仮の賃貸借契約書を作成する旨通知し、所有者の承諾を得ている。

(H30 年 7 月 1 日、倉庫使用部分の賃貸借契約を締結)

H30 年 7 月 27 日、貸主・[]、借主・当法人が、花まる館利用部分の㎡数を訂正変更した上で交わした賃貸借契約書を所轄庁に持参提出。

「同時期の別の契約書」

対象建物は一戸建て家屋だが、倉庫部分と花まる館部分とを区分して使用しており、賃貸借

契約も別建てで締結している。とはいえ、花まる館契約後、倉庫契約については、利用面積の㎡数を訂正変更する書面を求めるべきであった。こうした点で二重契約の疑義を招いたのであれば、契約行為における事務処理の不備を当法人は謝罪したい。

エ. 「 」及び「 」の法人格の有無、事務所所在地及び代表者の情報

- ① 、法人格無、 、代表者、
- ② 、法人格無、 、代表者、

※ 同社の前所在地は、札幌市北区北 21 条西 3 丁目 1-12 の 号室(当法人が使用していない居室)

オ. 倉庫の所有者と異なる貸主の賃貸借契約が存在する合理的理由

上記(2)イとウで記載したとおり、所有者が、貸主名義が所有者と異なる契約書の発行を承認している。

尚、今般、専門家諸氏に相談したところ、「貸主が所有者でなくとも貸主に賃貸借契約を締結する権限があれば契約は有効であるが、利益相反については、借主項に当法人のもう一人の代表理事である が当法人を代表した旨明記するか、理事会で を除いた理事の承認を得るべきであった。」との指摘をいただいた。

この指摘を得て、当法人は、契約事務の不備に対応する能力を欠いていた点、深く反省しているところである。利益相反については事後的に追認することが可能とのことであるので、本件契約の是非を実質的な面から検討した上で必要な手続きをとりたいと考えている。

(3) 法令を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点

この度の法律違反及び違反を疑われるような行為を二度と起こさない組織運営を行うとともに、早急に関係者や市民の信頼回復に努める所存であり、下記の改善を行います。

- ① 理事及び監事につき、その職務の遵守を徹底するため、理事、監事および事務局職員を対象とした監査業務を含む執行業務の研修会を実施し、法令遵守の重要性を確実に認識するようにします。
- ② 当法人の組織や運営管理に係る重要な事項につき、普段から風通しの良い意見交換や提言ができるよう、ご意見箱の設置と、出された意見に対する決裁方法についてのマニュアルを制定し、有益な意見を採り入れるための体制を整えます。
- ③ 組織運営を含めた当法人の活動全体に対する意見を頂くため、有識者、会員、支援団体等を構成員とした、第三者による「自己点検評価委員会」を開催することを検討します。